

収入金額と必要経費を証明する書類を必ず添付してください。

市民税 (国民健康保険税) 申告書 (分離課税等用)

フリガナ		課税番号	
氏名	マイナンバー(個人番号)を忘れずに!	個人番号	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	自宅・勤務先・携帯

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	A収入金額	B必要経費	C差引金額(A-B)	D特別控除額	所得金額(A-D)	短期譲渡	長期譲渡	収入金額
	土地・建物などの資産を譲渡した所得がある場合に記入します。						一般分	一般の譲渡	ソ
	* 資産を譲渡した年の1月1日時点で、その資産の保有期間が5年以下 → 「短期」 5年超 → 「長期」						軽減分	優良住宅地等に係る譲渡	タ
	* 短期譲渡で、国や地方公共団体に譲渡したり、取用交換等により譲渡したもの → 「軽減分」							居住用財産の譲渡	チ
	* 長期譲渡で、優良住宅地造成等のために譲渡したもの → 「優良住宅地等に係る譲渡」							一般株式等の譲渡	ツ
	* 長期譲渡で、マイホーム(居住用財産)を譲渡し、一定の要件にあてはまるもの → 「居住用財産の譲渡」							上場株式等の譲渡	テ
	特例適用条文							先物取引	ト

※この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書とあわせて提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目	A収入金額	B必要経費	所得金額(A-B)	短期譲渡	長期譲渡	所得金額
	株式等の譲渡や先物取引の所得がある場合に記入します。				一般分	一般の譲渡	ソ
					軽減分	優良住宅地等に係る譲渡	タ
						居住用財産の譲渡	チ
						一般株式等の譲渡	ツ
						上場株式等の譲渡	テ
						先物取引	ト

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A-(給与所得控除額+(B-給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)	所得金額
円	円	円	円

6 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)	
					円	
	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡した所得がある場合に記入します。					
退職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引金額(A-B)	所得金額(C×1/2)
	円	年 月 間	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

※退職所得に対する市・県民税は、原則として退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有していた市町村で特別徴収されます。その場合、この申告書で申告する必要はありません。